

2025 年 7 月制定

安全管理マニュアル

株式会社メグライフ

アミーゴ

目次

1. 障害児支援における事故・安全管理の現状	2
2. 障害児支援における安全管理のポイント	3
3. 事故の発生防止・予防・対応のための場面ごとの注意点	7
4. 事故を防ぐための注意項	
ア 所在確認・見守り・人数確認	8
イ 転倒・落下	9
ウ 危険物	10
エ 環境・衛生	10
オ 薬対応・医療的ケア	11
カ 誤嚥(玩具、小物、薬品等)	12
キ 食物アレルギー	13
(1) 場面ごとの注意事項	14
ク 送迎	14
ケ 出入口の安全	14
コ 療育・活動	14
サ 散歩と外遊び	15
シ プール活動・水遊び中・熱中症	15
ス 食事・おやつ・歯磨き	17
セ 午睡中	18
ソ 入浴中	19
(2) その他の安全管理上の予防や対応	19
タ 感染症等についての予防・対応	
チ 災害時の対応	

1. 障害児支援における事故・安全管理の現状

障害児支援においては、食事中の誤嚥や窒息、行方不明・見失い中の事故（溺水等）、入所施設における夜間睡眠中の事故、転倒や衝突、食事等によるアナフィラキシー・アレルギー反応によるもの、遊具・窓等からの落下、医療的ケアに関する事故等の痛ましく重篤な事故が発生している。

事故の起こりやすさや事故の誘因・発生状況は、事業所等の種別、支援内容、利用時間、組織や体制、利用している子どもの特性など様々な要因が影響を与えているが、事業種別にみると、次のような傾向がみられる。

児童発達支援センター、児童発達支援事業所においては、重篤な事故は食事中の誤嚥や窒息、自らの転倒・衝突、遊具・窓等からの転落・落下、食事等によるアナフィラキシー・アレルギー反応等で発生している。また、自らの転倒・衝突、子どもの同士の衝突、他児からの危害、玩具・遊戯施設・設備の安全上の不備等で、事故が起こりやすい状況にある。支援の時間が長くなることや、集団支援を行う場合には、より事故が起こりやすい傾向があり、特に注意が必要である。

放課後等デイサービスにおいては、重篤な事故は行方不明・見失い中（溺水等）、食事中の誤嚥や窒息、遊具・窓等からの転落・落下、医療的ケアに関すること、病気（てんかん発作等を含む）、自らの転倒・衝突、子どもの同士の衝突、交通事故等で発生している。

障害児入所施設では、全体に事故の発生率が高くなってしまっており、生活全般で幅広い安全対策を行う必要がある。

以上のようなおおよその傾向はあるものの、これらに限らず実際には様々な場面で事故は発生している。事故をできるだけ減らし、特に死亡や重篤な事故が起きないようにしていくためには、本ガイドラインを参考にして、各事業所等に適した形で安全管理に取り組み、事故の予防と事故後の適切な対応していく必要がある。

2. 障害児支援における安全管理のポイント

・安全計画の策定

令和4年改正児童福祉法においては、都道府県等が条例で定めることとされている児童福祉施設等の運営に関する基準のうち、「児童の安全の確保」に関するものについては、国が定める基準（省令）に従わなければならないこととする改正が行われた。これに伴い、障害児通所支援・入所支援においても、令和5年4月1日より、安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を各事業所等において策定することが努力義務とされ、令和6年4月1日からは義務化されている。

事業所等は、安全確保に関する取組を計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に、施設・設備・園外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検、マニュアルの策定・共有、児童への安全指導（事業所等の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）、保護者への説明・共有、訓練・研修、再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）、その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）等についての年間スケジュール（安全計画）を策定する。

本ガイドラインを参照いただくとともに、自治体から発出されている事務連絡やお知らせ等も参考にし、それぞれの事業所等に合った安全計画を各事業所等で作成する。

・定期的な安全確認・点検、環境整備

活動や事業所等の設備や危険箇所は、安全計画やマニュアル策定時のみならず年間の計画の中で、少なくとも毎学期1回（年3回）以上の頻度で定期的に確認・点検することが重要である。確認・点検の際には、事前に活動や事業所等の状態に合わせたチェックリストを活用し、一人ではなく複数の人で確認することが望ましい。また、職員自身が安全確認・点検に参加することは、現場に即した安全管理につながるのみならず、各職員の安全管理の意識向上にもつながるため、安全確認・点検に職員自身の参画を促す。第三者による確認も効果的である。危険箇所が見つかった場合には、すぐに対策を話し合い、改善策を講じる。併せて、日常的な環境整備も重要である。見えるところだけではなく見えない死角（例：棚の中、冷蔵庫、洗濯機等）の確認や、子どもの目線や子どもの特性に合わせた確認を行う。窓際の家具等を設置にあたっても、子どもの目線や子どもの特性に合わせた安全確認を行う。

・場面ごとの注意点

事業所等によって活動内容、スケジュール、場所・環境は様々であるため、まずは、自分の事業所等の活動内容や1日・年間のスケジュール、場所・環境を振り返り、どのような危険があるかを事業所等内で話し合い、認識することが重要である。その認識をした上で、活動場所・内容等に留意した事故の発生防止に取り組むことが重要である。例えば、送迎、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中、夏の屋外活動や閉鎖空間等の事故がおこりやすい場面・場所等については、特に本ガイドラインで提示している注意事項等も参考に対応することが求められる。

・基本的なマニュアルの策定と活用

活動や事業所等の実情に応じ、リスクの高い場面（例：食事、プール、移動時、送迎、屋外活動等）について職員が気をつけるべき点、役割等を明確にした安全管理に関するマニュアルを作成する。作成にあたっては実際の運用を念頭におく。また、緊急時（災害、不審者の侵入、火事、事故が起こった場合等）に、誰が何をすべきかの役割、連絡先、避難先等を具体的にしておく。緊急時マニュアルは、緊急時にすぐ確認できるよう、簡潔でわかりやすいものを作成し、目につく場所に掲示しておく。また、マニュアルは定期的に見直すとともに、平時から内容の確認や実践につながる訓練等も実施する。

・ヒヤリ・ハット事例の収集・分析の重要性

1件の重大事故の背後には、重大事故に至らなかった29件の軽微な事故が隠れており、さらにその背後には300件のヒヤリ・ハットが隠れていると言われている。ヒヤリ・ハットの収集・分析は重大な事故を予防するうえで非常に有効である。

まずは、ヒヤリ・ハットを報告する組織内の仕組み（報告手順や様式等）を整えるとともに、報告しやすい雰囲気作りや事業所等内の文化の醸成も重要である。

報告のあったヒヤリ・ハットについては、重大事故が発生するリスクについての要因の分析を行い、対策を講じる。

ヒヤリ・ハットについては、転倒しそうだった、把握漏れになりそうだったというような、結果には繋がらなかったものの事故につながる可能性があったものも積極的にヒヤリ・ハットとして共有することで、事故の防止につながる。

定期的な職員会議、研修等の場を活用して、事業所等内のヒヤリ・ハットや安全対策について、職員への情報共有・周知を行う。全職員が集まる機会のない事業所等では、回覧や掲示板等のツールも活用して周知・共有を図る。

・安全管理に関する組織的な体制、安全管理委員会の設置

事故の発生防止は組織で対応することが重要であり、事業所等の長等によるリーダーシップの下、組織的に対応できる体制（安全管理委員会や責任者・担当者等）を整備する。

小規模な事業所等においては、管理者が責任者を兼ねても差し支えないが、一定規模上の組織においては、安全管理に関する委員会の設置が望ましい。

安全管理委員会や安全管理責任者・担当者は、次の業務を担うことが想定される。

- ・安全計画の策定と活用
- ・安全に関するマニュアルの策定と更新
- ・ヒヤリ・ハットの把握と改善策の検討、実施
- ・職員に対する実践的な訓練や研修
- ・事業所等内の安全確認・点検・環境整備
- ・事業所等内で起きた事故の検証と再発防止策の検討
- ・保護者や関係機関との連携
- ・安全に関する情報収集
- ・安全に関する情報や対策（上記で検討したこと等を含む）の職員への周知・徹底

・障害特性と個々のこともの理解

それぞれのこともの障害特性、発達、興味関心等を理解することは、危険の予測や事故防止につながる。視覚障害、聴覚障害、盲ろう、知的障害、発達障害、精神的に強い不安や緊張を示す子ども、肢体不自由のこともの、病弱・身体虚弱のこともの、医療的ケアが必要な子ども、重症心身障害のある子ども、虐待等の不適切な養育等を受けた子ども等、障害や特性、こともの発達についての理解を深める。それぞれのこともの特性や興味関心は、会議や研修等を通じて各職員にも共有し、安全管理に関する意識を高めて職員ひとりひとりが、責任感を持てるようにする。

・個別支援計画の重要性

一人一人のこともの障害特性やニーズを把握して、チームで個別支援計画を作る。アセスメントの際にアレルギーや投薬、医療的ケアなどの医療、補装具や介助等の対応、転びやすい、突然走りだす、口に異物をいれる等の安全上で注意すべき点、こともの安全に関する保護者からの情報等についても確認し、把握する。医療的な対応が必要なこともの場合には診療情報提供書や、てんかん発作のあることもの場合にはてんかん発作時の発作マネジメント共有シート等も確認する。把握した情報は、こともに関わる全ての職員で漏れなく共有し、引き継ぐようにする。

・複数体制の支援と人員配置

複数で役割を分担し支援にあたることは事故防止につながる。特にリスクの高い場面（例：食事、プール、移動時、送迎、屋外活動等）では、全体を確認する職員や緊急時に対応できる職員を配置する等、余裕をもった体制をとるようにすることが望ましい。個人ではなくチームや組織で支援にあたる。また、こともの特性に応じた人員配置をとることも重要である。

・全職員を対象とした実践的な訓練や研修の実施

安全計画やマニュアルは、配布するだけではなく、体得することが重要である。体得できるようにするために、例えば、読み合わせをする、指差し確認、安全を守るための環境整備や人の配置、ロールプレイング等の実践的な訓練や研修を行う。

その際、状況に応じた対応ができるよう、例えば災害に対する避難訓練は、地震・火災だけでなく地域特性に応じた様々な災害を想定して具体的に行う。救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）、送迎時の安全等も実技講習を定期的に受け、事業所等内でも訓練を行う。不審者の侵入を想定した実践的な訓練や 119 番の通報訓練を行う。

自治体が行う研修や訓練（オンラインで共有されている事故予防に資する研修動画も含む。）については、常勤職員だけでなく非常勤職員も含め、事業所等の全職員が受講する。

・話しやすい組織づくり

職員間や組織内の円滑なコミュニケーションは、チームワークを促進し、事故の防止につながる。事業所等内での情報の共有ができていない、助けや手伝いの声掛けを躊躇し、1人で対応したために起きる事故もある。情報の共有化、苦情（意見・要望）解決への取組みを整えるとともに、職員や組織間のコミュニケーションを円滑にし、お互いに助け合える風通しのよい組織を作る。

・個々の意識の重要性

各職員が個人としても責任感を持てるような風土が大切である。事業者は組織の方針を職員に丁寧に伝え、責任をもって安全管理を踏まえた支援にあたってもらうようにする。

また研修等を通じて、各職員の意識や専門性の向上に努める。安全対策に関する自己点検表を用いる等により、個々の安全意識の向上に努めるとともに、チームでも対応できるようにしていく。

・こどもに対する安全対策の周知

こども自身が安全や危険を認識すること、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について触れておくことは、事故を防ぐとともに、特に重大事故の防止につながる。こどもの特性や発達に応じた方法で、こども自身が安全や危険を認識しやすいようにするとともに災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について伝えることも重要である。

・保護者への説明・共有

事業所等の活動や環境、安全のルール等について、保護者にも説明し、理解してもらうことは、事故の防止にも繋がるため重要である。事業所等において親子通園や、保護者が送迎を行う場合等、保護者が関わる活動においても、安全対策について保護者と事前に共有・連携する。アレルギー、こどもの特性等、安全に関するこどもの状況については、日々の変化も含めて、保護者と情報を共有し、お互いに連携する。

このように保護者とも連携し事故を防ぎ、こどもの安全を守ることは重要である。しかし転倒や突発的な行動などのこどもの障害特性により、発達支援のなかでがや事故が発生する場合もある。そのため事業所等内や活動における事故のリスクや、事故時の対応を含む事業所等の安全管理について、契約時等に保護者に説明しておくことが重要である。

事業所等でこどもへ配慮している事については、家族も家庭で同様に対応している事である場合が多い。例えば、飛び出しがあった際の搜索体制や誤飲があった場合の対応等、事前に家族の相談に応じ事業所等での対応を説明すると共に保護者に助言できるとよい。

・緊急時の対応・体制の確認

事故をゼロにすることはできないが、死亡や重篤な事故にならないよう、事故発生時の適切な対応を行うことは重要である。そのためまずは、各事業所等でどのような緊急事態が生じうるか、その場合にどのように対応すべきかを事業所等内で話し合い、事故発生時の体制・対応マニュアルを作成しておく必要があるとともに、すべての職員が理解しておくことが重要である。

・地域や関係機関等との連携

事故発生時の協力体制や連絡体制を整えるとともに、関係づくりに日頃から努める必要がある。行方不明時の捜索、災害時の協力等、地域の人など職員以外の力を借り、子どもの安全を守る必要が生じる場合もあり、常日頃から地域とのコミュニケーションを積極的にとる。あわせて、いざという時の協力・援助を依頼しておくことについて検討する。

・自治体との連携

各事業所等を所管する自治体からの事務連絡や案内については目を通すとともに、事故発生時の対応、連絡先、報告対象、報告様式等含めて不明な点があれば、自治体に確認して、緊急時にはすぐ対応できるようにしておく。

3. 事故の発生防止・予防・対応のための場面ごとの注意点

事業所等によって活動内容、スケジュール、場所・環境は様々であるため、まずは、自分の事業所等の活動内容や1日・年間のスケジュール、場所・環境を振り返り、それぞれの場面に、どのような危険があるか、事業所等内で話し合い、認識することが重要である。その認識をした上で、場所・活動内容等に留意した事故の発生防止に取り組むことが重要である。例えば、送迎、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中、事業所等外活動等の場面等については、事故が起こる可能性が高いため、注意事項を踏まえて対応することが求められる。

4. 事故を防ぐための注意事項

ア 所在確認・見守り・人数確認

<事故発生のポイント>

こどもは、その場以外のこと気に興味や関心がある場合、こどもにとってその場にいることに何らかの不快を感じた場合等、何らかの理由で活動や集団から離れてしまうことがある。こどもの興味関心等を普段から把握し事前にこどもの行動を予測するといった予防策を行うことで事故の防止につながるが、所在不明、飛び出し、置き去り等状況によっては死亡事故につながることもあり、事故が発生した時点で、早急に対応することも含めた更なる対応を事前に決めておく必要がある。

<安全管理のポイント>

☆人数確認を徹底する。こどもの所在は絶えず把握しておくこと。把握できるよう連すること。

【人数確認のタイミング例】

- ・来所時
- ・部屋の移動時：移動前・後
- ・屋外活動時：出発するとき、目的地に着いた時、目的地を出る時
- ・帰宅前

☆人数確認は、名前で必ず確認し、その場を管理している者に報告する等を行う。

☆屋外活動の時には、一人の職員があらかじめ把握できることの多い人数、グループを決めておき、更に全体を把握する職員を置き、こどもにとって事故につながる危険がある出入り口等で常に確認する。人数の確認等は、職員は把握の責任のあるグループの他、全体を把握する職員の協力も得て、特に重要な場面ではダブルチェック体制をとる。

<事故発生時（所在不明時）の対応>

1. 厳守事項

- ・こどもがいないことに気が付いたら、すぐに周りに大きな声で伝える。
- ・残ったこどもを担当する職員以外は事前に決められた事項に沿って捜索に出る。
- ・職員室等に本部を設置し、対応の責任者を置く。
- ・保護者の方に連絡し、状況を説明する。
- ・職員が協力して捜索し、20分探しても見つからない場合は警察に連絡する。

2. 捜索の手順

[子どもの行方不明に気づいた時]

- ・気づいた職員はすぐに大きな声で近くの職員に伝え、管理者に報告する。
- ・いなくなつたことを聞いた職員は次々に伝言していく。
- ・事業所等内の場合は、他の子どもの安全を確認するとともに、緊急事態であることから他の子どもの把握漏れがないよう、玄関、窓からの子どもの出入りを職員が管理する。
- ・等外で活動している場合は、すぐに残っている子どもを一箇所に集め、帰所する。

[警察への連絡]

- ・子どもが行方不明になって、20分経って見つからない場合は、保護者に連絡後、警察連絡する。

[子どもの捜索]

- ・いなくなつた子どもの情報（氏名、年齢、服装、最後に確認した場所と時間、行方不明時の状況、好きな場所、行きたいと言っていた場所等）を捜索本部に伝え
- る。
- ・施設を守る（残った子どもの安全を守る）職員以外は事前に決められた事項に沿って捜索に出る。
- ・捜索の状況は常に事故対応の責任者に情報を入れ、捜索に出ている職員全員に共有する。
- ・いなくなつた子どもを見つけ保護した時には、すぐに事故対応の責任者に見つけたこと、発見した場所を報告する。
- ・保護者に見つかったことを伝え、謝罪する。
- ・警察に連絡していた場合は、本部から警察に発見の連絡をする。

イ 転倒・落下

<事故発生のポイント>

弱視や視野狭窄、歩行不安定、突発的な行動への配慮が必要な子ども、安全への理解が難しい子ども等については、移動時や活動時等に転倒や遊具から落下する等の事故に対して特別な配慮が必要である。

<事故発生時の対応>

- ・管理者へ報告する。
- ・応急処置を行う。
- ・保護者に事故の発生について連絡し状況を説明する。
- ・医療機関を受診する。受診する場合には保護者の同意を得る。
- ・事故の状況を的確に把握する。（けが人、現場・周囲の状況等）

[緊急度が低いと思われる場合（軽度のすり傷、切り傷、軽微の打撲時等）]

- ・事前に決めている役割分担に基づき、直ちに対応する。
- ・管理者へ報告する。
- ・応急処置を行う。

- ・事故の状況を的確に把握する。(けが人、現場・周囲の状況等)
- ・保護者に事故の発生について連絡し状況を説明する。医療機関の受診について保護者と相談し、必要に応じて医療機関を受診する。

[共有事項]

- ・子どもの生命と健康を優先し、応急処置は迅速に行う。
- ・受診の判断に迷う場合には受診する。
- ・職員は事故の状況や子どもの様子に動搖せず、また子どもの不安を軽減するように対応する。

ウ 危険物

<事故発生のポイント>

子どもは、発達の状況においては、器具等の使い方がわからない場合がある。また危険について教えてもらっていない、理解が難しい場合等のために、器具等の使い方を誤りがをする、または他の人を傷つけてしまう場合がある。

<安全管理のポイント>

- ・ハサミ、カッターなど危険な物は、子どもの手の届く場所に置かず、規定の場所に置き管理する。
- ・刃物類を使う時は職員が寄り添う。(本来の目的とは違うことで使う可能性を考慮)
- ・シュレッダー等は、使用後に必ず電源を切りコンセントを抜く。
- ・ガラスや食器が割れた時は、掃除機をかけ、割れた破片は新聞等に包み、テープでとめて、割れ物と記載して割れ物ゴミ箱に入れる。
- ・洗剤、ハイターなどの薬品類に配慮が必要な場合は、子どもの手に触れない所に保管し、規定の場所で管理する。

<事故発生時の対応>

- ・けがをした場合は、イ. 転落・落下 参照
- ・異物等を誤って飲み込んでしまった場合は、オ. 薬対応・医療的ケア、サ. 誤嚥 参照

エ 環境・衛生

<事故発生のポイント>

子どもが活動生活する環境の整備は重要である。日常より掃除と整理整頓を行うことを基本としながら、修繕箇所が出来たら早急に修繕する事や、机の角など、転倒した時にぶつかるとけがにつながるような箇所に配慮をする等の子どもの発達や障害特性に合わせた配慮も重要である。

衛生に関しても、消毒等を心がけるとともに、おやつや料理の活動、食事場面で食品を扱う場合等の配慮も徹底する必要がある。

<安全管理のポイント>

- ・活動や事業所等の危険箇所は、安全計画策定時のみならず年間の計画の中で定期的に確認・点検することが重要である。確認・点検の際には、チェックリストを活用する。
- ・日常的な環境整備が重要である。見えるところだけではなく見えない死角（例：棚の中、冷蔵庫、洗濯機等）や、窓際の家具等の設置状況に関して安全に注意する。
- ・食事前後のテーブルは、水拭き後アルコール消毒を行う。（食後は、表だけではなく裏も拭く）
- ・支援の基本は、整理整頓、清潔であるため毎日掃除を行う。
- ・子どもが誤って口に入れてしまわないよう、落ちているごみはすぐ拾い、おもちゃ等はすぐに片づける。

オ 薬対応・医療的ケア

<事故発生のポイント>

食事場面前後等、職員の子どもへの支援がより重なる場面において、子どもへの誤与薬等の事故が起こることは少なくない。また服薬については、引継ぎ不足等の要因から服薬時間の間違えや飲ませ忘れ等の事故も起こっている。子どもの心理的な状態によっては薬の過剰摂取等もあり、薬の管理も欠かせない。

医療的ケアが必要な子どもについては、呼吸器等の機器が外れる、機器の設定がずれることが無いように細心の注意を払い、外れる、設定がずれる等があった場合にすぐに気づける体制をとる必要がある。

<安全管理のポイント>

- ・保護者との連携に努め、服薬については、服薬の事実が発生した時、服薬の変更があったときには必ず連絡を受けるようにしておく。継続した服薬についても適時服薬について確認するように努める。
- ・事業所等は、利用するすべての子ども毎に、薬の種類・服薬方法等が確実に分かるよう、情報・資料を整理しておく。
- ・子どもが誤って飲んでしまわないよう、薬は保護者から必ず手渡しで預かる。
- ・薬を預かった後は、ボード等に記載し職員間で当日の服薬情報が共有できるようにする。
- ・薬は決められた場所で管理する。
- ・子どもが誤って、他の子どもの薬を服用することのないよう、施錠した場所等への保管など管理を徹底する。
- ・服薬の際は、用量・用法の誤りや、重複・漏れが生じないよう、複数職員で確認をう。また、与薬後は観察を十分に行う。
- ・薬の色や量がいつもと違う時、その他不明な点はすぐに報告する。
- ・薬を飲ませる時は、子どもが多い場所は避け、落ち着いた場所で飲ませるようにする。
- ・飲んだことを確認する。
- ・薬を使う目的・薬効、副作用等を充分に理解するように努める
- ・子ども自身での服薬管理が可能な場合も、子どもに任せきりにせず服薬が適切に行われているか適時確認する。

- ・発作時等の、ダイアップ等の使用に関しては、事前に保護者と個別支援計画で確認する。実際使用する場合は必ず担当職員に連絡し、保護者に確認してから使用する。緊急時は個別の支援計画に基づきチームで対応する。
- ・医療的ケアの必要なこどもは、マニュアルに沿って対応し、細心の注意を払う。

<事故発生後（飲ませ忘れ、飲ませ違い、誤飲があった場合）の対応>

- ・すぐに報告する。
- ・報告を受けたものは、状況に応じて医師に今後の対応を確認する。
- ・保護者にも速やかに連絡をする。

カ 誤嚥（玩具、小物、薬品等）

<事故発生のポイント>

こどもは、発達の状況、こどもの特性においては、玩具等の異物を口に入れてしまう場合がある。そのことによって、誤飲・誤食・異食（飲食物ではないものを食べたり飲んだりした）してしまう場合がある。虐待等の不適切な養育等を受けたこども等においても、誤飲をしてしまう場合があり誤飲・誤食・異食をした場合の対応を検討しておく必要がある。年令や障害の特性等に応じた玩具の選定、物品の管理等が重要である。

<安全管理のポイント>

- ・口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物については、乳児のいる室内に置かないことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底する。
- ・手先を使う遊びには、部品が外れない工夫をしたものを使用するとともに、そのこどもの行動に合わせたものを与える。
- ・こどもが、誤嚥につながる物（例：髪ゴムの飾り、キーホルダー、ビー玉や石など）を身につけている場合もあり、これらの除去については保護者を含めた協力を求める。
- ・窒息の危険性があった玩具やこれまでに窒息事例があるものと類似の形状の玩具等については、事業所等内で情報を共有し、除去することが望ましい。
- ・こどもの口の大きさは3歳児で直徑約4cm。これより小さいものは子供の口にすっぽり入り、窒息の原因になる危険がある。直徑4cm未満のものは子供の周りに置かないようとする。
- ・おもちゃなど、飲み込む危険がない大きさかどうかを確認する際は、市販の誤飲チャッカーレベルを用いると便利である。

<事故発生時の対応>

- ・異物を飲み込んだ時、吐かせる、水や牛乳を飲ませるなど、原因物質ごとに適した処置を行う。特に吐かせてはいけないものに注意すること。
例）灯油・ガソリン・シンナーなどの揮発性湯生物
強酸・強アルカリなどの腐食性物質
針、ガラス・コインなどの鋭利なもの硬い物
- ・異物を飲み込んだ可能性のある時は、直ぐに報告する。（報告する優先順位を事前に検討しておく（例）優先順位は①管理者 ②現場責任者 ③当日のフロアリーダー）

- ・保護者に連絡し、必要に応じて医療機関を受診する。

キ 食物アレルギー

<事故発生のポイント>

アレルギーについて、事業所等を利用する前に必要であれば医療の協力も得ながら情報収集に十分に努めるようにし、アレルギーへの配慮を徹底し、万が一アナフィラキシーショック等をこどもが起こした場合の対応についても事前に計画し、エピペンの投薬等についても準備し訓練しておく。

<安全管理のポイント>

- ・アレルギーについて事業所等での配慮が必要な場合、保護者から申し出てももらうことが必要である。幼稚園や小学校等で使っている学校生活管理指導表や、保育所で使っているアレルギー疾患生活管理指導表を提出してもらうことも考えられる。
- ・食物の除去については、医師の診断に基づいた対応を行い、完全除去を基本とする。
- ・主要原因食物である鶏卵、牛乳、小麦は安価で重要な栄養源であるため、食事の献立に組み込まれる傾向にあることから、主要原因食物に対する食物アレルギーのこどもがいる場合、除去食または代替食による対応する。
- ・家庭で摂ったことのない食物は基本的に与えないことが望ましい。また、家で摂ったことがある食物を与えたときであっても、新規に症状を誘発する場合があることから、食事後にこどもがぐったりしている等の場合、アナフィラキシーショックの可能性を疑い、必要に応じて救急搬送を行う。
- ・除去食、代替食の提供の際には、食事提供のプロセスである献立・調理・配膳、食事の提供という一連の行動において、どこで人的エラーが起きても誤食につながることに注意する。
- ・エピペンをすぐ使えるところに置いておく。すぐ使えるように研修しておく。

【人的エラーを減らす方法の例】

- ・材料等の置き場所、調理する場所が紛らわしくないようにする。
- ・食物アレルギーのこどもの食事を調理する担当者を明確にする。
- ・材料を入れる容器、食物アレルギーのこどもに食事を提供する食器、トレイの色や形を明確にする。
- ・除去食、代替食は普通食と形や見た目が明らかに違うものにする。
- ・食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーのこどもの調理、配膳、食事の提供までの間に二重、三重のチェック体制をとる。
- ・特に重要な場面（例：調理室で代替食を調理する時、取り分けする時、ワゴンで調理室から他の職員に受け渡す時、発達支援等で配膳する時）を決め、アレルギー表と現物等との突き合わせによる確認を行う。

※参考資料

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/978a376c/20231016_policies_hoiku_46.pdf

〈事故発生時の対応〉

- ・緊急度の高いアレルギー症状があるかどうか5分以内に判断する。

判断基準3項目

①全身の症状：ぐったりしている。意識がもうろうとしている。尿や便を漏らす。脈が触れにくいまたは不規則。唇や爪が青白い。

②呼吸器の症状：のどや胸が締め付けられる。声がかされる。犬が吠えるような咳。息がしにくい。持続する強い咳き込み。ゼーゼーする呼吸。

③消化器の症状：持続する強い（我慢できない）お腹の痛み。繰り返し吐き続ける。

- ・1つでも当てはまる場合エビペンを使用し救急車を要請する。

- ・当てはまらない場合安静できる場所へ移動し症状を観察する。

(1)場面ごとの注意事項

ク 送迎

※送迎マニュアル参照

ケ 出入口の安全

〈事故発生のポイント〉

出入口から子どもが出ていき、行方不明・見失い等の結果、交通事故や溺水等の重篤な事故につながることがある。

また、出入口では、ドアや窓に手や指を挟むけがや、窓やベランダ等からの落下も起こりうるため、出入口の安全に注意する必要がある。

〈安全管理のポイント〉

- ・子どもが勝手に外へ出でいかないような措置を講じる。（ダイヤルロック型の鍵設置）
- ・玄関・車・ドア・窓等を閉める時には、必ず、子どもの手や足がないか声掛けと目で確認し、ゆっくりと閉める。
- ・いかなる場所でも、子どもだけにしない。
- ・指を挟まないように、例えば窓や扉に指はさみ防止のためのカバーやタオルを設置する。

コ 療育・活動

〈事故発生のポイント〉

療育場面や生活場面においては、例えば、自らの転倒・衝突、他児からの危害、子ども同士の衝突、遊具・窓等からの転落、玩具・遊具等施設・設備の安全上の不備による事故、誤飲・誤食・異食（飲食物ではないものを食べたり飲んだりした）、蜂やマムシ等にかかる等のことが起こりうることが予想される。

〈安全管理のポイント〉

- ・事業所等によって活動内容、スケジュール、場所・環境は様々であるため、まずは活動

内容や1日・年間のスケジュール、場所・環境を振り返り、どのような危険があるか、事業所等内で話し合い、認識することが重要である。

- ・その認識をした上で、場所・活動内容等に留意した事故の発生防止に取り組むことが重要である。
- ・また、基本的な事項として次のような点に気をつけるべきである。
 - ①活動ごとに必ず職員の役割分担を決めて行う。
 - ②離れた距離にいる職員間での声掛けの際、声を掛けた相手の職員が返事をして、初めて伝わったこととなる。返答がない場合は、返答があるまで声を掛ける。
 - ③受け入れ時や朝の会に視診を行う。(自然に) 同性の職員で必要に応じて身体も見る。特に腕等噛まれやすい所に注意する。
 - ④水分補給は必ず行う。特に夏の戸外活動の際はこまめに行う。水分をとれないことは、首を冷やす、頭を濡らすなどの対策を考える。

サ 散歩と外遊び

<事故発生のポイント>

普段、活動していない場所や施設外での活動を行う際は、事前に道幅や車両の混雑状況、公共の場の状況を把握したうえで安全に配慮し活動を計画する。その際、事故が発生した場合の連絡体制や応援体制についても事前に協議しておく。

<安全管理のポイント>

- ・散歩や外に出かけるときは、発達や子どもの特性に応じて手をつなぐ等の配慮をする
- ・常に人数を確認し、全体を把握する体制を心がける。移動の場合は、先頭と最後を確認しながら移動する等、活動に応じた把握の仕方を事前に検討し共有する。
- ・散歩の時、車道に飛び出す危険がある子どもには十分気を付ける。
- ・歩道を歩く時は、出来る限り職員が道路側を歩く。
- ・公園等では、飛び出しの危険がある子どもは、必要に応じて一対一対応とする。
- ・散歩コースは事前に危険箇所等を確認し、先頭と最後に職員を配置する

シ プール活動・水遊び中・熱中症

<事故発生のポイント>

プール活動・水遊び中の事故は、発生しやすく重大な事故につながりやすい。また、気温の高い日が続くと、熱中症事故の発生も懸念される。

子どもの発達の状況や体調等を十分に配慮し、活動を計画する必要がある。また事故発生時に備え、心肺蘇生法を始めとした応急手当等及び119番通報を含めた緊急事態への対応について教育の場を設け、緊急時の体制を整理し共有しておくことも重要である。

<安全管理のポイント>

1. プール活動・水遊びの事故防止

- ・プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にする。

- ・プール遊びの時は、色のはっきりした帽子等をかぶり、緊急時に対応できるよう笛を持ってプール全体を把握する職員を必ず配置する。(こどもは静かに溺れてしまうため)
- ・十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- ・時間的余裕をもってプール活動を行う。
- ・事業者は、職員等に対し、心肺蘇生法を始めとした応急手当等及び119番通報を含めた緊急事態への対応について教育の場を設け、緊急時の体制を整理し共有しておくとともに、緊急時にこれらの知識や技術を活用することができるよう日常において実践的な訓練を行う。
- ・事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、こどものプール活動、水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。
- ・ホースの水は手足を洗う時以外は直接こどもにかけない。感覚過敏や不安に配慮をする。

2. 熱中症事故の防止

〔環境の整備等〕

- ・熱中症事故は、命に係わる危険があるが、適切な環境の整備等を行うことで予防が可能であるため、以下のような点に留意する。
- ・活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整える。
- ・活動中や活動終了後に水分や塩分の補給を行う。
- ・熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行う。
- ・置き去り事故の防止を徹底する観点から、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方にこどもの所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、こどもが降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることのないよう万全を期する。

〔各種活動実施に関する判断〕

- ・熱中症事故の防止のためには、暑熱環境において各種活動を中止することを想定し、その判断基準と判断者を、各施設等における危機管理マニュアルなどにおいて予め具体的に定め、職員間で共通認識としておくことが有効であり、熱中症の危険性を判断する基準としては、暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature）を用いることが考えられる。
- ・暑さ指数については、環境省の「熱中症予防情報サイト」で地域ごとの実況値・予測値を確認できるほか、環境省・気象庁による熱中症警戒アラート（熱中症の危険性が極めて高くなると予測される際（暑さ指数が33を超える場合）に、国民に対し危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動をとっていただくよう促すための情報。）も確認することができるので、各種活動の実施に関する判断材料とする。

【参考資料】

- プール活動・水遊びの事故防止
 - ・「プール活動・水遊び監視のポイント」消費者安全調査委員会

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/pdf/teaching_material_200527_0001.pdf

～監視を担当する職員・スタッフ用～

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_003/pdf/report_003_190617_0002.pdf

○ 熱中症事故の防止

- ・「熱中症予防情報サイト」環境省

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

- ・「熱中症・水難事故防止関連情報」文部科学省

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html>

- ・「Vol.626 早めの熱中症予防！症状が現れたら速やかな処置を！」

（令和5年5月8日付、こども安全メール from 消費者庁）消費者庁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20230508/

※アラート指数別途資料参照

[こどもに対する声掛け]

- ・熱中症事故の防止に関して、こどもが自ら体調を意識し、必要な時には人に伝えられるようになるよう、以下のような事項を発達段階等に応じて適切に促すこと。

①暑い日には帽子を着用すること、薄着になる。

②身体を動かして遊んだり、施設の外に出掛けたりする時は、こまめに水分を補給し休憩をとる。

③体調がいつもと違うと感じた時には、すぐに職員に伝える。

ス 食事・おやつ・歯磨

<事故発生のポイント>

食事場面（おやつも含む）において、子どもの特性、咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況、アレルギー、その時の体調等により、食事による窒息等の危険があることに十分に注意し支援する必要がある。

<安全管理のポイント>

- ・職員は、子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況、アレルギー）について職員間で共有する。
- ・食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有する。
- ・子どもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。
- ・食事の介助をする際の注意としては、以下のことなどが挙げられる。
 - ①ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで与える。
 - ②子どもの口に合った量で与える（一回で多くの量を詰めすぎない）。

- ③食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する）。
- ④汁物などの水分を適切に与える。
- ⑤食事の提供中に驚かせない。
- ⑥食事中に眠くなっていないか注意する。
- ⑦正しく座っているか注意する。
- ・過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材（例：白玉風のだんご、丸のままのミニトマト等）は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しない。
- ・昼食後は歯磨きを実施し、訓練など必要時にはおやつ後には歯磨きを実施し、職員が配置につく
- ・食事中に誤嚥が発生した場合、迅速な気付きと観察、救急対応が不可欠であることに留意し、事業所等の状況に応じた方法で、こども（特に乳児）の食事の様子を観察する。特に食べている時には継続的に観察する。

セ 午睡中

<事故発生のポイント>

こどもの発達の状況や障害の特性、医療の状況に応じた寝かせ方を徹底し、こどもの睡眠時の窒息やけがに繋がらないように支援する必要がある。睡眠時に体に絡まりつくようなひも状のものを置かないなどの安全な睡眠環境を整えることも重要である。また睡眠時の定期的な確認等を行うことも徹底する必要がある。

<安全管理のポイント>

- ・医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。
- ・何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。
- ・やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ・ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- ・口の中に異物がないか確認する。
- ・ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ・こどもの数、職員の数に合わせ、定期的にこどもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。
- ・布団類は、整理整頓して清潔に保つ。

※他にも窒息のリスクがあることに気づいた場合には、留意点として記録し、事業所等内で共有する。

<事故発生時の対応>

- ・体調不良、嘔吐、昏睡、呼吸停止、発作、中毒症状等の体の異常に気付いた時は、緊急度に応じて、誰が何をすべきか、わかりやすく具体化した手順書を事前に作成し、見やすい場所に掲示しておく。

- ・全職員が緊急時にすぐ対応できるよう、手順書の内容や掲示場所は、研修や日常的な確認により、全職員が把握しておく。
- ・体の異変が起こっている場合は職員1人で判断せず、医療機関に受診することも含め管理者に報告する。

[緊急度が高いと思われる場合（心肺停止、呼吸困難、意識障害、昏睡、発作、中毒等）]

- ・事前に決めている役割分担に基づき、直ちに対応する。
- ・管理者へ報告する。
- ・必要に応じて、心肺蘇生・応急処置を行う。
- ・保護者に直ちに連絡し、現在わかっている事実を説明する。病院受診の了解を得、付添いができるか確認する。保護者の付添いがない場合、状況説明し、指示に従って誠実に対応する。
- ・医療機関を受診する。必要と判断した場合には、直ちに119番通報をする。
- ・体調が変化した状況を的確に把握する。（子どもの行動、環境の状況等）

[緊急度が中程度の場合（嘔吐、発熱、下痢）]

- ・事前に決めている役割分担に基づき、直ちに対応する。
- ・管理者へ報告する。
- ・応急処置を行う。
- ・保護者に子どもの健康状態について連絡し状況を説明する。
- ・医療機関を受診する。受診する場合には保護者の同意を得る。
- ・体調が変化した状況を的確に把握する。（子どもの行動、環境の状況等）

ソ 入浴中

<事故発生のポイント>

入浴時は、床での転倒、てんかん発作への配慮、やけどの危険性等、より注意を払う場面が多くある。また入浴時は、個別に対応していることが多く、集団で活動、生活している状態に比べ、助けを求めづらい環境にある。事前に緊急時の対応を検討し計画に盛り込む必要がある。

<安全管理のポイント>

- ・てんかん発作による溺れ、転倒による打撲、やけど等の危険に配慮する。
- ・一対一対応で実施する。
- ・子どもの健康状態のチェック・確認をする。

(2) その他の安全管理上の予防や対応

タ 感染症等についての予防・対応

※別紙資料感染症マニュアル参照

チ 災害時の対応

※別紙資料災害時マニュアル参照